

## 水道漏水による下水道使用料等減免の取扱要領

水道管破損等による漏水に伴って公共下水道使用料及び生活排水施設使用料を減免する際の取扱いについて、下記のとおりとする。

### 記

#### 1. 要綱の主旨

大田市公共下水道使用料条例（以下「下水条例」という）第3条及び生活排水処理施設の設置等に関する条例（以下「生排条例」という）第17条により汚水の量は、大田市給水条例の規定により計量された給水量となっており、漏水時の給水量と汚水量に著しい差を生じるため、下水条例第8条及び生排条例第21条の減免規定により減免措置を行うものとする。

#### 2. 減免額の算定方法

漏水を確認した検針月について、下記の基準水量を適用し、その差額を減免額とする。ただし、長期漏水の場合は、漏水確認月から漏水が発生したと想定される月まで遡って基準水量を適用し、その差額を減免額とする。

なお、減免額を算定するに当たり基準水量は次の項目の順に特定を行うものとする。

- (1) 漏水を確認した検針月のみが漏水であると特定できる場合は、漏水確認月の直前の給水量を基準水量とする。（過去2～3年間と比較して直前の過去3回検針分に増加傾向が見受けられず、当該検針分のみ顕著な増減が見込まれる場合）
- (2) 水道使用料の軽減減免の際に用いた過去3回分の使用水量の平均値もしくは前年同月の使用実績を基準水量とする。（過去3回分は過去2年間以内のものに限る）
- (3) 漏水修繕後の検針月の水量を基準水量とする。

#### 3. 減免額の適用範囲

- (1) 前項(1)の場合は、該当の1回分とする。
- (2) 前項(2)の場合は、過去3回分以降の検針分について、一般家庭においては基準水量の3割、一般家庭以外においては基準水量の5割を超える月から、漏水確認月まで遡及する。
- (3) 前項(3)の場合は、漏水確認月以前の検針分から、一般家庭においては基準水量の3割、一般家庭以

外においては基準水量の 5 割を超える月まで遡及を行うものとする。ただし前者においては 1 期～3 期基準水量との差全量・4 期～6 期基準水量の 3 割増との差量を減免、後者においては 1 期～3 期基準水量との差全量・4 期～6 期基準水量の 5 割増との差量を減免する。

減免対象区分	減免期間	減免水量
一般家庭	基準水量の 3 割を超える月を対象に 1 年(6 期)を限度。	1 期～3 期基準水量との差全量・4 期～6 期基準水量の 3 割増との差量を減免
一般家庭以外	基準水量の 5 割を超える月を対象に 1 年(6 期)を限度	1 期～3 期基準水量との差全量・4 期～6 期基準水量の 5 割増との差量を減免

(4) 遡及範囲の限度は、最大 5 年間とする。

(5) 減免の対象期間は、1 年（6 期）を限度とする。

#### 4. 適用年月日

平成 26 年 3 月 5 日